

製薬会社 MR 訪問規程

医療法人幸生会 琵琶湖中央リハビリテーション病院

(目的)

第1条 この規程は、琵琶湖中央リハビリテーション病院（以下「病院」という）において、製薬会社 MR の訪問活動を公平かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(訪問時の対応)

第2条 訪問場所は、C棟3階薬剤科DI室とし、外来待合、診療室、病棟、医局等での活動及び待機は、原則として禁止する。ただし、医師よりアポイント希望がありブースの確保ができた場合は、この限りでない。

2 医師への訪問時間は月～金曜日の午後、薬剤科への訪問は業務時間内（9：00～17：45）とする。ただし、医師、薬剤師の依頼に応じて訪問する場合は、この限りでない。

3 医師への面会を行う製薬会社 MR は、医薬品情報活動医師訪問予約申請書を薬剤科へ提出し、事前に訪問の予約を行うこと。

(訪問時の注意事項)

第3条 製薬会社 MR は、訪問活動に当たり、診療行為の妨げになるような行為、定められた場所以外での宣伝活動等、病院運営に支障が生じる行為はしないこと。

2 訪問活動は、最小限の人員で行うこと。

3 訪問中は、病院職員の指示に従うこと。

4 前各号の事項に違反した場合は、MR 及びその所属製薬会社の訪問を一切禁止する場合がある。

(附則) この規程は、平成28年7月1日より施行する。平成30年10月24日一部改正。令和4年4月1日、病院名変更。